

【 資料1 】

- ・委員出席者名簿
- ・委員会座席配置図
- ・設立趣意書、設置要領、傍聴要領

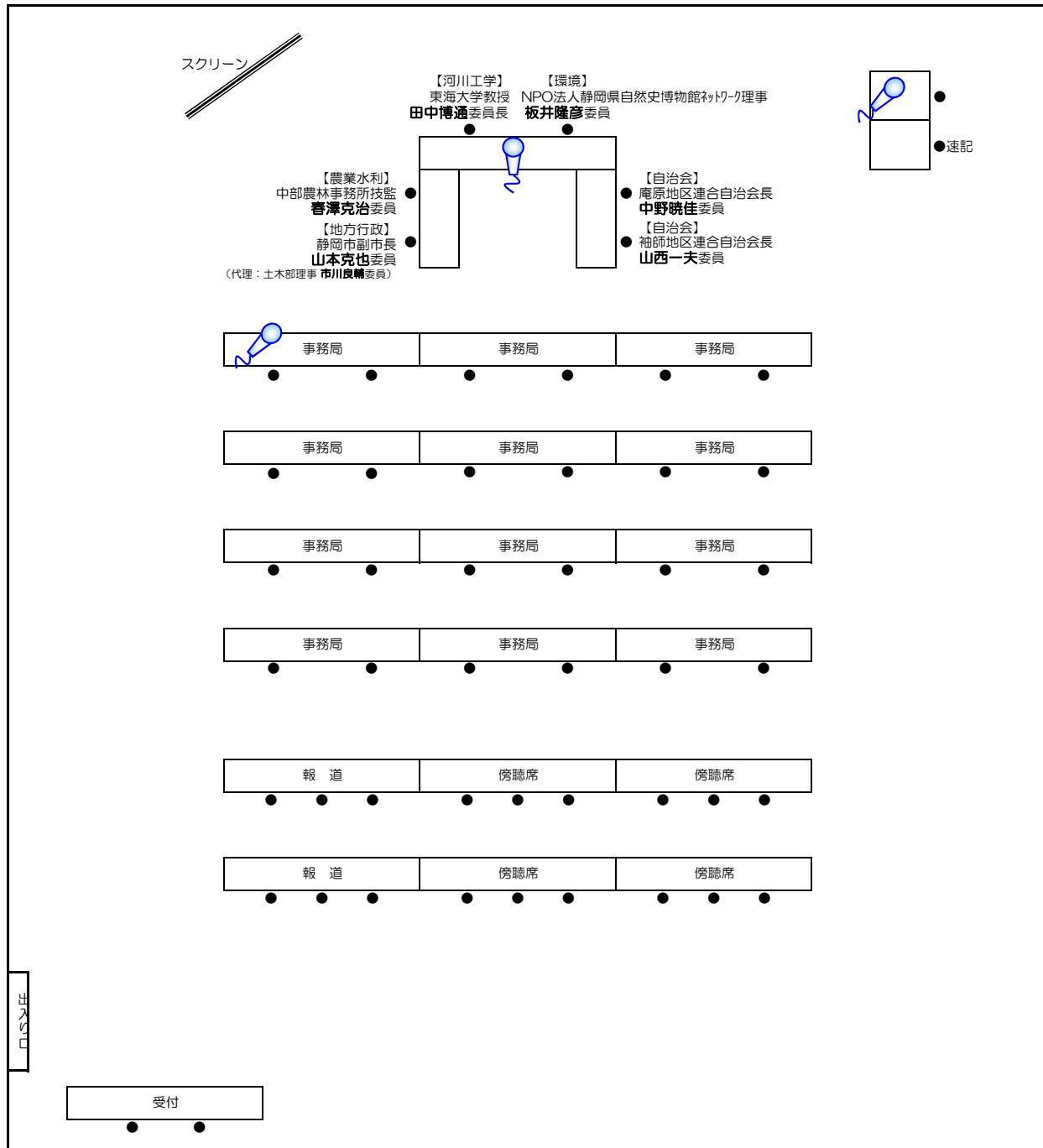
平成 25 年 10 月 29 日

第2回 庵原川水系・波多打川水系流域委員会 出席者名簿

種別	分野	役職	氏名	備考
学識経験者	河川工学	東海大学教授	たなか ひろみち 田中 博通	
	環境(魚類)	NPO法人静岡県自然史博物館ネットワーク理事	いたい たかひこ 板井 隆彦	
	農業水利	静岡県中部農林事務所農山村整備部技監	はるさわ かつじ 春澤 克治	
地域代表	自治会	庵原地区連合自治会長	なかの あきよし 中野 曜佳	
	自治会	袖師地区連合自治会長	やまにし かずお 山西 一夫	
	地方行政	静岡市副市長	やまもと かつや 山本 克也	(代理:土木部理事) いちかわ りょうすけ 市川 良輔

第2回 庵原川水系・波多打川水系流域委員会 座席配置図

日 時：平成 25 年 10 月 29 日（火）
14:00 ~ 15:30
会 場：静岡総合庁舎7階第9会議室



「庵原川水系・波多打川水系流域委員会」設立趣意書

庵原川水系は昭和49年7月七夕洪水をはじめ、平成2年8月台風11号、平成3年9月台風18号などにより、地域の安全・安心を脅かす浸水被害が発生しており、この被害軽減・解消のため、早期の河川整備が求められています。

一方、波多打川水系は、近年、浸水被害は発生していませんが、常に所定の機能が保たれるよう適正な維持管理が求められています。

このため、静岡県は、今後の具体的な河川整備や維持管理の内容について定める「庵原川水系河川整備計画」と「波多打川水系河川整備計画」を策定します。

また、この2つの流域は、川とともに歴史を重ねてきた地域であり、生活に密接なかかわりを持っています。そのような背景を踏まえると、河川整備計画は、「治水」「利用」「環境」が調和し、また、「庵原川らしさ」「波多打川らしさ」を尊重したものであることが必要です。

そこで、庵原川水系・波多打川水系に関わりを持つ方々から、専門的な知見、また、地域の声を得ながら河川整備計画の策定を進めるため、静岡県が「庵原川水系・波多打川水系流域委員会」を設立します。

「庵原川水系・波多打川水系流域委員会」設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は「庵原川水系・波多打川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 委員会は、静岡県が「庵原川水系河川整備計画」及び「波多打川水系河川整備計画」(以下「計画」という。)の策定を進めるにあたって、意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、静岡県静岡土木事務所長が委嘱する委員(別表)で構成する。

2 委員は非常勤とし、任期は計画(案)の決定までとする。

3 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員は、職をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(議事等)

第5条 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員については、代理出席を認める。

2 委員会は、必要と認める場合、委員以外(参考人)から意見の聴取及び資料の提供を受けることができる。

(情報公開)

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。ただし個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、この限りでない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置く。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この設置要領は、平成25年3月6日から施行する。

「庵原川水系・波多打川水系流域委員会」傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定期刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守って下さい。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手、その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内の飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 会議を傍聴することにより得た情報のうち、個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、他にもらしてはならない。
- (5) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は事務局の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。